

保護者 殿

名都借みらい保育園

新型コロナウイルス感染症における経過報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症は、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、他人に感染させる恐れのある期間は出席停止となります。

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

お子様が回復し登園する際には、下記の報告書を記入して園へ提出してください。

なお、マスクの着用について乳幼児については、2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は求めません。2歳以上についてのマスクの着用は任意とします。

切り取り

園長確認欄

担任確認欄

新型コロナウイルス感染症経過報告書（保護者記入）

1. 診断について

- 医療機関（ ）を
令和 年 月 日（検査：有・無）に受診し診断された。
- 自己検査キットで 令和 年 月 日に検査をして陽性となった。
- その他（ ）

2. コロナウイルス感染症発症後の経過

(1) 発症した後5日を経過した日

発症した日を0日目とする。無症状の場合は、検体採取日を0日目とする。

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日付	/	/	/	/	/	/	/

出席停止

登園可能

(2) 症状が軽快した後1日を経過した日

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指す。

	軽快日 0日目	1日目	2日目
日付	/	/	/

出席停止

登園可能

(3) 登園可能日：令和 年 月 日

※ (1) (2) のうち遅い方が登園可能日です

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

組 園児名： _____

保護者名： _____

印